

Hong Kong Tax Alert

28 March 2018
2018 Issue No. 7

香港が、居住者の私募オープンエンド型ファンド企業(OFC)への事業所得税の免除を拡大する法案を可決

2018年3月21日、法案審議会による修正案(以下「CSA」)で改訂された2017年度内国歳入法(改訂案)(第4号)(以下「法案」)は、立法議会における第三回の審議で可決されました。

可決済みの法案は、2018年3月29日に政府官報に掲載され、正式に法律化(以下「新法」)される予定です。

当該CSAは、原案におけるリングフェンス効果を撤廃し、立法審議会の法案委員会による精査で特定された、潜在的な租税の抜け穴に対処しようとした。

本アラートでは、新法に基づくOFCの免税範囲について説明します。

新法の多くの条項は複雑ですので、貴社が新法による優遇措置を検討されている場合は、必要に応じて、税務専門家にご相談下さい。

OFCが新法下で課税免除となるための条件

内国歳入法(IRO)のセクション20AHは、下記の条件がすべて満たされている場合、OFCが特定の所得に関する香港の事業所得税を免除されることを規定しています：

- ▶ 条件1：当該OFCは香港居住の法人であること、すなわち、その中枢管理機能と支配が香港で行われていること。
- ▶ 条件2：当該OFCは非閉鎖事業体であること。
- ▶ 条件3：関連する取引が適格者によって香港で行われるか、または適格者によって香港でアレンジされていること。この要件における適格者とは、証券先物条例(以下「SFO」)のスケジュール5のパート1に言及されたタイプ9の規制活動を行うために、同パートの下で登録された認可金融機関、またはSFOのパート5において認可された企業を指します。

IROのセクション20AHの目的におけるOFCとは、2016年(改正)有価証券および先物条例に基づき、オープンエンド型投資ファンドとして設立した法人を指します。上記の免除条件およびOFCの機能の詳細については、弊事務所が2017年7月5日に発行した香港タックスアラート(2017 Issue No. 12)をご参照ください。

新法に基づくOFCの免税範囲

以下の取引によって生じたOFCの課税所得は、香港での課税が免除されます：

下記を除く資産取引、ただし、当該資産がIROのスケジュール16Aに定めたクラスに該当するかどうかを問わない

- (a) 非公開法人が、直接的または間接的を問わず、(A)香港で不動産を所有し、または、(B)直接的または間接的に香港で不動産を所有する1社以上の他の非公開法人の株式資本を保有しており、かつ(A)及び(B)の保有総額が当該非公開法人の総資産額の10%を超えている場合の当該(海外や香港設立の)非公開法人が発行した株式または社債の資産取引。
- (b) 上記(a)で言及した他、当該非公開法人が、短期資産を(直接的または間接的に)保有しており、その短期資産の総価値が当該非公開法人の総資産額の50%を超えている場合の、当該OFCが支配している(海外や香港設立の)非公開法人が発行した株式または社債の資産取引。この要件における短期資産とは、(A)スケジュール16Aクラス以外の資産、(B)香港の不動産ではない、および(C)当該OFCが関連非公開法人の株式または社債を処分する前3年より長く、当該非公開法人が保有していない資産を意味します。

(c) OFCが関与する、(A)スケジュール16Aクラス以外の資産の直接トレーディングまたは直接引受を香港で行うか、または(B)スケジュール16Aクラス以外の資産を所有し、当該資産を収益の獲得を目的として利用する取引。

IROのスケジュール16Aで指定されている資産クラスは以下のとおりです：SFOのスケジュール1のパート1で定義された有価証券、先物契約、譲渡性預金証書および店頭デリバティブ商品；契約の当事者が特定の日に異なる通貨を交換することに同意する外国為替契約；銀行預金(銀行法のセクション2(1)で定義した銀行で預かっているSFOのスケジュール1で定義されているもの)；外貨；現金。

上記に加えて、OFCが、適格者によって、または通じて、香港で行った、またはアレンジした、IROのスケジュール16Aで指定されているクラスに該当する資産の取引に付随する取引(すなわち、適格取引)については、香港での課税が免除されます。しかし、このような付随的取引による課税対象利益への免除は、5%の閾値の対象となります。付随的取引によるトレーディング利益が、付随取引を含む適格取引によるトレーディング利益の合計の5%超えている場合、付随的取引の課税対象利益の全額が課税対象となりますが、一方で適格取引に対する免税については、影響を受けません。

CSAが法案原案に行った主な変更点

上記のセクション20AHに基づく免税範囲は、法案で最初に提案されたものとは異なります。新法では下記の通り、いくつかのCSAを組み込んでいます。

新法には明確なテインティング条項は含まれていない

原案の下で提案されていた免税範囲は、適格取引から生じた課税対象利益のみ免税されるというものでした。さらに、原案においては、1査定年度において、非適格取引の資産価値が適格取引と非適格取引の資産の合計価値の10%を超えた場合、当該OFCは、当該査定年度における適格取引について免税資格を失うことになっていました。これは、非適格取引の「悪影響(tainting effect)」と呼ばれていました。

新法では、セクション20AHにおいて明確なテインティング条項は含まれていません。一方、政府は、証券先物委員会(以下「SFC」)が規定するOFCに対する運営規範(以下「OFCコード」)に、OFCは非適格取引への投資がその総投資の10%を超えてはいけないという条件を入れることを示唆しました。

上述の非適格取引に関する10%の投資閾値を含むOFCコードに対する違反は、SFCによってOFCの登録ライセンスを取り消すことになります。OFCの登録ライセンスがSFCによって取り消された場合、当該OFCはセクション20AAHIに定めたOFCでなくなるとの政府見解が示されています。このように、OFCがセクション20AHに基づく免税対象とはならなくなります。

新法では、原案の「リングフェンシング」効果を撤廃

原案では、海外法人における取引は適格取引である一方で、香港法人における取引は非適格取引でした。免税措置を香港の非公開法人ではなく、海外に投資するOFCに制限することで、原案での税制案が香港の国内市場における「リングフェンシング」と認識される可能性がありました。

国内市場に対する「リングフェンシング」を有効にする税制は、税源浸食と利益転移(BEPS)パッケージにおける規則の下で、国際社会に容認されない有害税制と見なされかねません。

前述の通り、新法では免税優遇を海外法人での取引にのみに限定するのではなく、香港法人へと拡大することによって、原案におけるリングフェンシング効果は撤廃されることになりました。潜在的な租税の抜け穴に対処する手段として、前述の非公開法人における取引はどちらも、以下で説明する通り、免税の対象になります。

新法は潜在的な租税の抜け穴に対処

原案に含まれていた租税の抜け穴として、OFCは香港の不動産またはその他の短期資産を買収するため、海外設立の非公開法人を利用する組織構造を採用していました。当該OFCではその後、香港の不動産または短期資産を直接売却せず、原資産の売買手段として、海外の非公開法人の持株を売却するでしょう。海外の非公開法人における取引は適格取引だったので、原案では、当該OFCによる香港の不動産またはその他の短期資産の取引について、免除の対象だったでしょうが、これは立法趣旨ではありませんでした。

上記のセクション20AHにおける免除範囲の例外は、原案に含まれる潜在的な租税の抜け穴を閉じたことになります。新法では、このような租税回避行為への防止措置は、前述の目的として香港法人を利用する取引にも、OFCが直接に行うスケジュール16A以外の資産取引にも、等しく適用されます。

評論

弊事務所は新法の可決と原案でのリングフェンス効果の撤廃を歓迎しています。香港におけるOFCの可用性は、国際的なアセットマネジメントセンターとしての地位をより一層強化し、香港の金融業界が提供するサービスを向上させることでしょう。

注目すべき点は、新法において明確なテインティング条項がないことです。スケジュール16Aクラス以外の資産への投資額が10%以上保有するOFCは、OFCコードへの違反により、ライセンスが取り消されるリスクがありますが、SFCが関連するOFCのライセンスを当然のように直ちに取り消さなければならないかどうかは明らかではありません。

このように、原案に含まれた厳しいテインティング条項とは異なり、SFCによってライセンスがまだ取り消されていないOFCによる、スケジュール16Aクラス以外の資産投資額が10%超となる閾値違反が違反の発生した年度に当該OFCが免税を受けられないとすることは必ずしもないと思われます。

非適格取引に対する10%の投資閾値と同様に、新法の多くの条項は複雑ですので、貴社が新法による優遇措置を検討されている場合は、必要に応じて、税務専門家にご相談下さい。

EY Contacts

Hong Kong office
Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

EY Asia-Pacific Business Tax Services Leader

Tracy Ho
+852 2846 9065
tracy.ho@hk.ey.com

EY Greater China Business Tax Services Leader

Chee Weng Lee
+852 2629 3803
chee-weng.lee@hk.ey.com

Hong Kong Business Tax Services partners, Ernst & Young Tax Services Limited

Agnes Chan +852 2846 9921 agnes.chan@hk.ey.com	Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com
Owen Chan +852 2629 3388 owen.chan@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2018 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC No. 03006423
ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

